

人事委員会議事録（第1689回）

1 開催日時

令和4年7月25日（月）15：00～16：15

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	田中基康	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	古川卓哉	事務局長
	西谷智子	任用課長
	井上博尊	給与課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1687回および1688回）

人事委員会議事録（第1687回および1688回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

行政A（大卒程度）採用試験1次面接試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（7月26日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

筆記試験の点数を加味しているのであれば、「1次面接試験」という名称に違和感がある。「面接」という文言を省いてもよいのではないか。

第3号議案

採用選考試験（第1回）筆記試験合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（7月26日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

第4号議案

採用選考試験（第1回）最終合格者（教務（看護）、研究員（植物分類学）、物理技師）

決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（7月26日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

業績審査はどのように採点しているのか。

（事務局）

受験者から提出があった書類をそのまま採点者に渡している。採点者は、各専門職種の職員である。

（委員）

どのような書類を求めているのか。

（事務局）

執筆した論文等を求めることが多いが、職種によっては、自らデザインした製品等や企画立案したイベントの実績等を審査することもある。

（委員）

研究員（植物分類学）や物理技師はどのような業務を行うのか。物理技師は、筆記試験が高得点で面接も悪くないのに面接で逆転されている。どちらを採用するか迷っているなら両方採用してはどうか。

（事務局）

研究員（植物分類学）は、県立人と自然の博物館に配属され、植物に関する研究に加え、県民向け生涯学習業務等に従事する。物理技師は、放射線科治療医と連携してがん患者の放射線治療計画を策定したり、粒子線治療施設の保守点検業務等に従事する。物理技師は、限られた狭い範囲で職員同士が密に連携して業務を行うため、専門知識はもちろんのこと、何よりもコミュニケーション能力が求められる。

第5号議案

海技職<知事>採用選考試験最終合格者決定の件

任用課長が、標記試験の実施状況、合格基準及び合格発表日（7月26日）等を説明した後、同試験の合格者（案）を諮り、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

どこに配属されてどのような業務を行うのか。

（事務局）

明石の水産技術センターや香住の但馬水産技術センターに配属され、海洋観測、資源調査等を行う。

（委員）

警察の海技職と受験資格が異なるのか。

（事務局）

海技職<知事>は遠方で調査を行うこともあるので、航海士の免許を必要としている。警察の海技職は小型船舶免許を保有していれば受験可能である。

（委員）

第4号議案の海技職は<警察>としていなかったのので、次回以降は分かりやすい名称にしてはどうか。

第6号議案

職員の子育て支援に関する条例の改正等に伴う規則等制定の件
－職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等2件－

給与課長が、標記規則の改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

今回の改正は、職員、教員、会計年度のいずれも該当するのか。

(事務局)

すべて対象になる。

(委員)

育休は無給ではないのか。

(事務局)

給与は無給だが、期末・勤勉については在職期間によって割り落としされて減額になる。

(委員)

今回の改正で国ともすべて一緒になるのか。

(事務局)

昨年の報告で言及した国の措置と同じ内容ですべて改正されることになる。

報告事項1

兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ

給与課長が、職員団体からの標記申入れを報告した。

(委員)

民間の春闘では3月段階のため、ウクライナの情勢は盛り込まれていない側面があるものの、プラスの状況が出ている。

(委員)

今年の勧告の時期はいつ頃になりそうなのか。

(事務局)

人事院の勧告は8月10日頃、それを受けて人事委員会勧告は10月中旬頃になる予定である。

報告事項2

任命権者が行った処分

任用課長が、教育委員会が行った2件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

(委員)

盗撮事案及びセクハラ事案に係る教育委員会の処分基準の考え方について、前回は質問が出ていた。次回報告すること。

閉 会